

議第37号

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議に応じることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議に応じることにつき議決を求めることについて

独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第 182 号）第13条第 6 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構理事長から丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止について協議があったので、次のように協議に応じることにつき、滋賀県議会基本条例（平成26年滋賀県条例第 8 号）第 7 条第 4 号の規定に基づき、議決を求める。

丹生ダム建設事業に関する事業実施計画の廃止についてはやむを得ないものとする。ただし、事業廃止に伴い追加的に必要となる工事については、地域の課題解決にも大きく寄与するものであるため、着実な実施に努められたい。

また、独立行政法人水資源機構により既に入収された事業用地について、良好な管理のための方策を検討されたい。

なお、平成28年 9 月 11 日に締結した「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づく地域整備についても、本県もしっかり取り組むので、最大限の実施および支援を行うこととされたい。